



大分市立学校 教育情報化推進計画

2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

大分市教育委員会

目次

策定に当たって	2
第1章 現状と課題	3
1. 本市の現状と課題	
2. 国の動向	
(1) 政府の動向	
(2) 文部科学省の動向	
3. 県の動向	
第2章 基本方針と施策	9
1. 基本方針	
2. 各施策の取組	
基本方針1 子どもたちの情報活用能力の育成	11
(1) ICTを活用した多様な方法による学習の促進	
(2) 障がいのある児童生徒のICT活用の推進	
(3) 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	
(4) 先端技術を活用した新たな学習の推進	
(5) 調査研究等の推進	
基本方針2 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現	16
(1) 学校の教職員のICT活用指導力の向上	
基本方針3 校務の情報化の推進	18
(1) 学校における校務の負担軽減	
基本方針4 教育の情報化に向けた環境整備	20
(1) 学校におけるICT活用のための環境整備	
(2) 学習の継続的な支援等のための体制整備	
(3) 個人情報保護等	
(4) ICTの活用を支援する人材の活用	
(5) 市民の理解と関心の増進	
参 考	24

(1) 策定の趣旨

大分市教育委員会は、「子どもたちの情報活用能力の育成」、「分かりやすい授業の実現」、「校務の効率化による教員が子どもたちと向き合える時間の確保」等を目的として、「大分市立小中学校教育情報化推進計画」を策定し、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）の5年に渡り、本市の教育情報化を推進してきました。

現在の「大分市立小中学校教育情報化推進計画」が、2020年度（令和2年度）に期間満了を迎えること、また、社会の在り方そのものが劇的に変わる「Society5.0¹」時代の到来が予想される中、改訂された学習指導要領においても、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られたことを受け、これまでの取組の成果と課題を分析し、国及び県の動向も勘案して、次期の指針となる「大分市立学校教育情報化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定します。

(2) 計画の期間

「推進計画」の期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。ただし、情報化や技術革新が急速に進行しているため、2022年度（令和4年度）までの2年間を第1期とし、必要に応じて内容を見直した上で、2023年度（令和5年度）からの3年間を第2期とし、計画を推進していきます。

(3) 計画の構成

「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「推進計画」は、大分県が策定した「ICT活用教育推進プラン2020」（以下「プラン2020」という。）を基本として作成しています。「プラン2020」と同様に2章構成とし、第1章では本市におけるこれまでの取組及び成果と今後の課題、教育情報化に関する国及び県の動向を明らかにして、現状と課題をまとめています。

第2章では、4つの基本方針とそれらに沿った12の施策を体系的に示した上で、施策ごとに「取組の方向性」と「具体的な取組」を掲げています。併せて、施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」をそれぞれの基本方針で設定しています。

(4) 計画の進行管理

本計画に関する進捗状況や目標の達成状況等について点検及び評価を実施することにより、その円滑な推進に努めます。点検及び評価については毎年度末に担当課が中心となって実施し、次年度当初に教育情報化推進委員会において報告をする形で継続的に行います。

また、近年の情報通信技術（以下「ICT」という。）の分野は、技術革新の大きな変動の時期にあるため、教育の情報化を推進する上では、取組の内容が時代の進展に即して、より効果的・効率的なものになるよう留意する必要があります。したがって、「推進計画」については、国の動向や情勢の変化等に応じて適宜見直しを行います。

1 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

1. 本市の現状と課題

「大分市立小中学校教育情報化推進計画 平成28年度～平成32年度」では、教育の情報化を推進するために、「1 子どもたちの情報活用能力²の育成」、「2 ICTを活用した『わかる授業』の実現」、「3 校務の情報化の推進」を基本目標として設定し、各施策の取組・成果・課題を毎年度評価しながら、5年間取り組んできました。

■基本目標1 子どもたちの情報活用能力の育成■

児童生徒の情報活用能力を育成するため、各学校において、情報教育全体計画に基づいた年間指導計画を作成・改善するように指導を行い、内容の充実を図りました。プログラミング教育に関しては、2018年度（平成30年度）から2年間、先行実践校で検証を行い、その成果と課題については公開発表等を通じて全校に還元しました

また、情報モラル教育を行うに当たっては、教員が、インターネットの世界で起きていることを把握した上で、児童生徒が将来、トラブルに巻き込まれないように、指導することの重要性を認識する必要があることから、初任者研修やミドルリーダー研修等、様々な場面において、最新の情報を扱うようにしてきました。

指標名	基準値 (2015年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)
情報教育全体計画に基づき、年間指導計画を作成し、改善を行っている学校の割合 (%)	28%	100%	100%
情報モラル教育に関する研修の実施講座数 (講座)	4 講座	8 講座	10 講座

設定した各指標については、目標値を達成しています。

今後の課題としては、情報活用能力の育成に関する指導を充実させるための、より効果的な年間指導計画の作成、働き方改革を進める中で、実施講座数を増やさずに情報モラル教育を充実させるための体制づくりなどがあります。



(情報モラル研修の様子)

² 情報教育の目標の3観点（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度）

■基本目標2 ICTを活用した「わかる授業」の実現■

ICTを活用した「わかる授業」の実現には、教員のICT活用指導力の向上を図る必要があることから、ICT活用に関する情報の発信、教職員研修及び校内研修の充実を図るとともに、ICTを活用した授業をすべての教員が自立して行えるよう、ICT支援員を派遣し、授業支援等を行ってきました。

また、ICTを活用した「わかる授業」を行うためには、環境整備が不可欠であるため、2019年度（令和元年度）に、定期的に授業を行う教員に一人1台、児童生徒用として3クラス毎に20台のタブレット端末を配備するとともに各教室に1台のプロジェクタを配備し、毎日、授業で活用できる環境を整えました。その際、既存のタブレット端末を回収し、必要なアプリをインストールした上で、特別支援学級に再配備することで、特別な支援を必要とする子どもたちが、各教科や自立活動の中で障がいの状態や特性等に応じてICTを活用できるようにしました。

指標名	基準値 (2015年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合(%)	61.7%	70.3%	90%
特別支援学級におけるタブレット端末の整備率(%)	0%	100%	100%
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(人/台)	8.1人/台	4.4人/台	3.9人/台
プロジェクタの平均整備台数(台/校)	2.0台/校	21.0台/校	6.0台/校

設定した指標のうち、環境整備については、ほぼ達成することができましたが「ICTを活用して指導することができる教員の割合」は目標値に達することができていません。

2019年度（令和元年度）のタブレット端末等配備、2020年度（令和2年度）のGIGAスクール構想³実現のための一人1台のタブレット端末配備と高速ネットワーク環境の整備を踏まえ、授業における活用方法についての研修等を充実する必要があります。



(教室1台のプロジェクタ配備)



(タブレット端末の活用)

3 児童生徒一人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

■基本目標3 校務の情報化の推進■

学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間等を増やすために、校務支援システム⁴を導入し、保健関係のデータ管理、指導要録作成など、様々な校務処理の効率化を図ってきました。導入後は、システムの操作方法に関する研修だけでなく、児童生徒等の個人情報の安全な取扱いに対する意識を向上させるための情報セキュリティ研修を行うなど、基本的な知識・技能の習得を目指した研修を実施することで、校務の情報化を推進してきました。

また、信頼される学校づくりを推進するために、学校ホームページの充実に努めました。2019年度（令和元年度）には、他市町村が導入していたCMS⁵を利用したシステムに切り替え、誰でも更新作業ができるようにしました。

指標名	基準値 (2015年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)
校務の情報化に関する研修の実施講座数（講座）	4講座	12講座	14講座
学校ホームページを週1回以上更新した学校の割合（％）	52％	84％	100％

設定した指標のうち、校務の情報化に関する研修の実施講座数については、ほぼ達成することができましたが、学校ホームページを週1回以上更新した学校の割合については、目標値に達することができていません。

今後の課題としては、CMSを使用したホームページ更新作業ができる教職員を増やすとともに、更新作業を行うための環境を整える必要もあります。



4 教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室記録等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などの機能を有しているシステムのこと。これらを統合した機能を有するものは「統合型校務支援システム」という。

5 Contents Management System。ホームページを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報（テンプレート）などを一元的に保存・管理するシステムのこと。

2. 国の動向

(1) 政府の動向

2018年（平成30年）に閣議決定した「教育振興基本計画」では、ICT利活用のための基盤の整備が目標に掲げられ、「①情報活用能力の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組むこと」が示されました。

2019年（令和元年）12月5日には「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、「初等中等教育において、Society5.0という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023年度（令和5年度）までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う」ことを示しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年（令和2年）4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、児童生徒一人1台端末の整備スケジュールの加速が示されました。

(2) 文部科学省の動向

文部科学省は、2017年（平成29年）3月に小学校及び中学校の学習指導要領を改訂し、小学校では2020年度（令和2年度）、中学校では2021年度（令和3年度）から全面实施されます。

学習指導要領においては、「言語能力」等と同様に「教科等を超えた全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力」の一つとして「情報活用能力」を位置付け、教科横断的に育成を図ることとしており、そのために必要なICT環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされています。

小学校では、「情報手段の基本的な操作の習得」及び「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施すること」が、中学校では、「技術・家庭科（技術分野）の『情報の技術』において、双方向性のあるコンテンツのプログラミングを追加すること」などが盛り込まれています。

なお、改訂された学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる、新しい「教育の情報化に関する手引」が2019年（令和元年）12月に公開されています。

また、2018年（平成30年）11月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を受けて、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を2019年（令和元年）6月に取りまとめました。同まとめにおいては、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学び」を実現するために、目指すべき次世代の学校・教育現場を具体的に提示し、その現状と課題が整理されています。

2019年（令和元年）6月には「学校教育の情報化⁶の推進に関する法律」が成立し、公布・施行されました。同法は、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにすること等により、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的としています。

さらに、2019年（令和元年）12月には、閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を受け、「GIGA スクール構想の実現」を打ち出し、「子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現」に向けて取り組みを進めています。

教育の情報化に関する政府全体としての主な政策・提言等

- 2018年（平成30年）6月15日：教育振興基本計画
- 2019年（令和元年）6月21日：経済財政運営と改革の基本方針
- 2019年（令和元年）6月21日：成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ
- 2019年（令和元年）6月21日：統合イノベーション戦略2019
- 2019年（令和元年）12月5日：安心と成長の未来を拓く総合経済対策

教育の情報化に関する文部科学省における最近の主な報告等

- 2019年（平成31年）1月25日：新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について
- 2019年（令和元年）6月25日：新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）

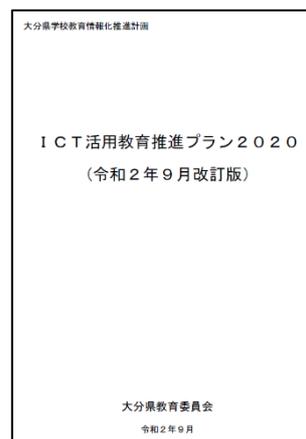
6 学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育（情報及び情報手段）を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。

3. 県の動向

大分県教育委員会は、2013年度（平成25年度）から2015年度（平成27年度）の3年にわたり、「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的として、年度毎に「大分県教育情報化推進戦略」を策定し、大分県の教育情報化を推進してきました。

その後、大分県教育振興の羅針盤となる「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン2016）」の策定に合わせて、教育情報化に関わる部分を具体的に推進していくために、その中間年である2019年度（令和元年度）までの進行管理を行うアクションプランとして「大分県教育情報化推進プラン2016」を策定し、市町村教育委員会及び関係機関との連携の下、総合的かつ計画的に取り組む方向性を示し、取り組んできました。

この「大分県教育情報化推進プラン2016」が令和元年度に終期を迎えたことから、これまでの取組の成果と課題を分析し、国の動向も勘案して、次期の指針となる「ICT活用教育推進プラン2020」を作成し、2020年（令和2年）9月には、国のGIGAスクール構想の前倒しによる児童生徒一人1台端末の令和2年度末までの整備や、学校休業時においても学びを保障するためのオンライン学習ができる体制の構築などへの対応を盛り込んだ「ICT活用教育推進プラン2020（令和2年9月改訂版）」を策定しました。



1. 基本方針

第1章の現状と課題を踏まえて教育の情報化を推進するために、「Society5.0時代においても、夢や希望をもち『生きる力』を育むたくましい子どもの育成」を目的として、次に掲げる4つの基本方針を設定し、これらの方針に沿った12の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の育成

将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために、情報活用能力を育成することは重要です。また、人々の身近にある情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも必要とされています。

これらのことを踏まえ、子どもたちが Society5.0 時代においても、夢や希望をもち、主体的に生きる力を育むために、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、「公正に個別最適化された学び」を実現するために、先端技術等について調査研究を行いながら、活用を進めます。

基本方針2 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現

基本方針1を踏まえ、ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」を実現するために、学校CIO⁷、教育情報化推進担当者向けの研修や、授業におけるICT活用研修を実施するとともに、本市ポータルサイト（T-LABO）において授業実践例などの動画配信を行います。

基本方針3 校務の情報化の推進

基本方針1を踏まえ、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割き、各教科等の特質に応じた学習活動を充実させるなど、教育活動の質を向上するために、統合型校務支援システムの安定的な運用、教員の業務負担の軽減を図る各種システムの導入等、校務の情報化を推進します。

基本方針4 教育の情報化に向けた環境整備

基本方針1を踏まえ、児童生徒一人1台端末やプロジェクタ等をより有効に活用できるための環境整備を進めていきます。

また、教育情報化を組織的に推進するため、大分県教育委員会及び他市町村との連携を図るとともに、各学校においては、学校長を「学校CIO」と位置付け、「教育情報化推進担当者」及び「学年担当者」を決定するなど、校内推進組織の定着を図ります。

情報セキュリティの確保にも取り組み、教職員や子どもたちが日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を構築します。

⁷ Chief Information Officer。教育委員会や学校における教育情報化を推進するための体制や教員のサポート体制を整備する最高情報統括責任者。ICT活用の推進及び情報教育の充実、ICT環境整備の計画策定と実施、情報セキュリティの確保、教職員に対する研修実施等の事項を統括する。

大分市立学校 教育情報化推進計画 体系図

目的：Society5.0時代においても、夢や希望をもち『生きる力』を育むたくましい子どもの育成

【基本方針1】

子どもたちの
情報活用能力の育成

- (1) ICT を活用した多様な方法による学習の促進
- (2) 障がいのある児童生徒の ICT 活用の推進
- (3) 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- (4) 先端技術を活用した新たな学習の推進
- (5) 調査研究等の推進

【基本方針2】

ICT を活用した
「分かりやすく深ま
る授業」の実現

- (1) 学校の教職員の ICT 活用指導力の向上

【基本方針3】

校務の情報化
の推進

- (1) 学校における校務の負担軽減

【基本方針4】

教育の情報化に
向けた環境整備

- (1) 学校における ICT 活用のための環境整備
- (2) 学習の継続的な支援等のための体制整備
- (3) 個人情報の保護等
- (4) ICT の活用を支援する人材の活用
- (5) 市民の理解と関心の増進

2. 各施策の取組

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の育成

(1) ICT を活用した多様な方法による学習の促進

[取組の方向性]

小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同様。）、中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同様。）の実態に応じた、情報活用能力の育成に関する指導を充実させるために、ICT を活用した多様な方法による体系的な学習を推進します。

また、情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の普及を図ります。

【具体的な取組】

1) 情報教育の体系的な推進

ア. 児童生徒一人一人の個に応じた指導を充実させるため、教科等のねらいや児童生徒の実態に応じて ICT を効果的に活用した問題解決的な授業を実施し、「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

イ. 各教科等の特質に応じて、適切な学習場面で情報活用能力の育成を図るために、小中の繋がりを意識した年間指導計画等の作成及び活用を促します。

ウ. プログラミング教育の目的及び趣旨を踏まえ、各学校においてプログラミング教育を推進するため、大分市立学校で取り組まれた実践を基に全体計画例・年間指導計画例を改善し周知します。

エ. 児童生徒にキーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、ICT を活用するための基本的な操作等を習得させるため、各教科等の特質に応じた適切な学習活動の充実に努めます。

オ. 児童生徒が、問題を解決するために必要な情報をインターネット等で集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる力を身に付けられるように、各教科等の特質に応じた学習活動の充実に努めます。

カ. 各教科等のねらいを達成するため、オンライン授業を含めた一人1台端末等の効果的な活用の在り方を調査研究し、情報提供に努めます。

キ. 小学校体育専科教員活用推進校、中学校体力向上推進校において、タブレット端末を効果的に活用した「わかる」「できる」「楽しい」体育の授業を推進します。

ク. ICT を活用した体育の授業づくりや取組の好事例を、校務支援システム内に収集・掲載し、体育・保健体育主任研修で紹介するなど市内全教職員に向けた情報の発信を行います。



- ケ. 児童生徒の情報活用の実践力を向上させるため、各教科や学校行事等、目的や場面に応じて ICT を活用したプレゼンテーションを行う機会の充実に努めます。
- コ. 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者と教職員との日常的な意思疎通や情報伝達を目的に多言語翻訳機を貸与し、学校生活への円滑な適応を図ります。

2) 情報モラル教育の取組

- ア. 児童生徒の情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するために、道徳科など、各教科等の授業において、情報モラルの視点をもった学習活動の充実に努めます。
- イ. 学校や保護者から児童生徒のネットトラブルに関する相談があった場合は、解決に向けた方策を助言したり、専門機関を紹介したりするなど適切かつ迅速な対応を行います。
- ウ. 情報モラル・情報セキュリティに関する児童生徒からの相談を受けた際の対処法や情報モラルの授業ができるよう、各学校に教材提供を行います。
- エ. 小学校は高学年（5、6年生）児童を対象に、中学校は全校生徒を対象に、専門的な知識を持った講師等による、「スマートフォン・パソコン等の安全教室」を年1回以上行います。

3) 社会教育での取組

- ア. 公民館等において、プログラミング教室を実施するなど、様々な場面で ICT を体験できるようにします。

(2)障がいのある児童生徒の ICT 活用の推進

[取組の方向性]

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、効果的な ICT 活用を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 障がいのある児童生徒が学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた ICT の有効な活用を推進します。
- イ. 特別支援学級及び通級による指導において、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、一人1台端末等の ICT 機器を有効に活用した学習活動を充実させます。
- ウ. 学校で授業を受けることができない児童生徒に対し、ICT 機器を活用し人との関わりによる学びを保障します。
- エ. 研修等を通して、教員の知識・技能の向上を図り、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた ICT 活用を推進します。
- オ. 特別支援学級担任向けの研修及び情報提供を行い、授業における ICT 活用を促します。

(3)相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

[取組の方向性]

相当の期間、学校を欠席する児童生徒の学ぶ機会の確保に向けた ICT 活用を支援します。

【具体的な取組】

- ア. 不登校児童生徒や別室登校児童生徒を対象に、タブレット端末等を活用したメール等による双方向支援や、学習教材の配信等、支援の在り方について検討します。
- イ. フレンドリールーム通級生の面談時や個別学習の時間にタブレット端末を活用した学習支援を行います。

(4) 先端技術を活用した新たな学習の推進

[取組の方向性]

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、「公正に個別最適化された学び」を実現するために、先端技術等の活用を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 全国で実践された先端技術を活用した取組事例を集め、学校に還流します。
- イ. 教科等の指導に先端技術を取り入れるなど、教育の情報化を推進するために、民間企業及び大学等外部機関との連携を進めます。
- ウ. 多様な人々とのつながりを実現する学習や、個々の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、遠隔教育を推進します。

(5) 調査研究等の推進

[取組の方向性]

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない「公正に個別最適化された学び」の実現及び、学校における校務の負担軽減を実現するために、調査研究を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 子どもの学びや教員の支援のための先端技術及び教育ビッグデータ⁸の活用について、民間企業及び大学等外部機関と連携し、効果を探ります。
- イ. グループウェア等を活用し、指導案等の各種資料や児童生徒の情報を共有するなど、細部に目が行き届いた学習指導や生徒指導を実現するための研究を進めます。
- ウ. ICT 機器を使用することによる児童生徒への健康面への影響及び教師や児童生徒が授業において ICT を円滑に活用するための留意事項について調査研究を行います。
- エ. 好事例を収集するなど、効果的なオンライン指導の方法等について調査研究を行います。

8 学習者の学習履歴や行動履歴などを示すデータなどのこと。

■基本方針1の目標指標

子どもたちの情報活用能力の育成

指標名	基準値	目標値
	2020年度（R2年度）	2025年度（R7年度）
◇ICTを活用した授業の実践事例の公開数（本）	2	10
◇情報モラルの視点をもった学習活動を教育課程上に位置付け、実践している学校の割合（％）	—	100
◇タイピングの練習に取り組んだ学校数（％）	—	90

(1)学校の教職員の ICT 活用指導力の向上

[取組の方向性]

子どもたちの情報活用能力を育成する授業づくりのための研修等の充実を図ります。

【具体的な取組】

ア. ICT を効果的に活用した授業を実現するために、授業における ICT 活用研修を実施するとともに、授業実践例などの動画をポータルサイト (T-LABO) で配信します。

イ. ICT を活用した各教科等における授業づくり及び情報モラルの指導に関する研修を行います。

ウ. 学校 CIO 研修を年 1 回実施し、教育の情報化の意義・目的、学校 CIO の役割等の理解を図ります。

エ. 教育情報化推進担当者研修を年 1 回実施し、教育情報化の最新動向や情報モラル・セキュリティに関する研修、実践事例の紹介や研究協議を行い各学校の校内研修につなげます。

オ. 校内研修については、実施計画書の提出を求め、年間を通して計画的な研修を推進します。

カ. 各学校に配備された教材を使用した体験型の研修等により、プログラミングに関する学習活動の充実を図ります。

キ. 児童生徒一人 1 台端末の環境における ICT の効果的な活用を促進するための研修を行います。

ク. 特別支援学級在籍児童生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、教員の ICT 活用に関する知識・技能の向上を図る研修を行います。

ケ. 特別支援学級担任等研修において、ICT 活用についての情報交換の場を設定するなどし、活用を促します。



■基本方針2の目標指標 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現

指標名	基準値	目標値
	2019年度（R1年度）	2025年度（R7年度）
◇授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合（％）	70.3	100
◇児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合（％）	70.4	100
◇情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力を持つ教員の割合（％）	83.9	100

ICT活用指導力向上のための研修 2021年度（令和3年度）予定	
月	研修名等
4月	学校CIO研修
5月	教育情報化推進担当者研修（小・中） ※義務教育学校を含む。以下同様。
6月	情報モラル研修（小2回・中1回）
7月	プログラミング研修（小・中） 臨時講師研修
8月	ICT活用基礎講座（8回予定）
9月	中堅教諭等資質向上研修 初任者研修①
10月	ミドルリーダー研修
11月	初任者研修②
放課後 （通年）	使ってみようICTセミナー（全10回） 学校ホームページ更新相談セミナー

(1)学校における校務の負担軽減

[取組の方向性]

校務に係る教職員の負担及び業務時間の削減、教員の授業準備や教材研究等の時間確保を通して、教育活動の質を向上するため、校務システム及び校務支援システムの充実を図ります。

【具体的な取組】

- ア. 教職員が安心して利用できる、安全な校務システムの構築及び円滑な運用を行います。
- イ. 統合型校務支援システムを安定的に運用し、校務の情報化を推進します。
- ウ. 統合型校務支援システムにおいて使用する機能や帳票については、市町村間の差異を少なくすることにより、教職員の異動時における負担軽減を図ります。
- エ. グループウェア等の機能を活用し、情報共有を行うことで、教職員間のコミュニケーションを増加させるなど、統合型校務支援システムの効果的な運用方法等についての研修を実施します。
- オ. 各学校にて保護者より現金徴収している学校徴収金を、原則として口座引落での徴収とし、徴収管理が可能な学校徴収金システムを導入することで、徴収事務の標準化、効率化を行うとともに、事務負担を軽減することで、教員の児童生徒と向き合う時間の確保を図ります。
- カ. 学校給食費の公会計化を導入することで、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、管理における透明性の向上、徴収における公平性を確保し、教員の業務負担の軽減を図ります。
- キ. 大分市立学校へ、学校から保護者への統一した連絡システムを導入し、市教育委員会や学校と関係者（児童生徒保護者、教職員、地域関係者等）間の連絡体制を整備することで、児童生徒の安心安全をより一層促進するとともに、学校等からの連絡事項やアンケートの配信、欠席遅刻連絡、各種情報の確認集約作業等をオンライン化することで、保護者の利便性を向上させるとともに、教員の業務負担の軽減を図ります。

■基本方針3の目標指標 校務の情報化の推進

指標名	基準値	目標値
	2020年度（R2年度）	2025年度（R7年度）
校務の効率化に関する研修等受講者数	毎年度170人以上	

校務の効率化に関する研修等 2021年度（令和3年度）予定	
月	研修名等
4月	校務支援システム保健機能研修会
6月	校務支援システムの成績処理等に係る操作説明会 (小3回・中2回)
10月	校務支援システムにおける学習指導要録様式2の 作成に係る操作説明会 (小3回・中2回)
2月	校務支援システムの年度更新に係る管理者操作説明会 (小3回・中2回)
放課後 (通年)	校務の情報化推進セミナー (全5回)

(1) 学校における ICT 活用のための環境整備

[取組の方向性]

学習環境と教育の質の向上に向けて、児童生徒一人1台端末やプロジェクタ等をより有効に活用できるための環境整備に努めます。

【具体的な取組】

- ア. 文部科学省が示した GIGA スクール構想実現のために整備した一人1台端末等を効果的に活用できるよう、活用に関する研修を充実します。
- イ. 用途に応じて効果的に活用できるように、クラウドサービスの整備・運用を行います。
- ウ. 学校の状況に応じて、教室の ICT 環境について検討を行います。
- エ. 学習者用デジタル教科書等の導入を行い、児童生徒の学びを充実させるとともに、障がい等による学習上の困難の低減を図ります。
- オ. 全ての児童生徒の学びを保障することを目的に、モバイルルーター⁹を整備し、家庭での一人1台端末の活用について検証を進めます。

(2) 学習の継続的な支援等のための体制整備

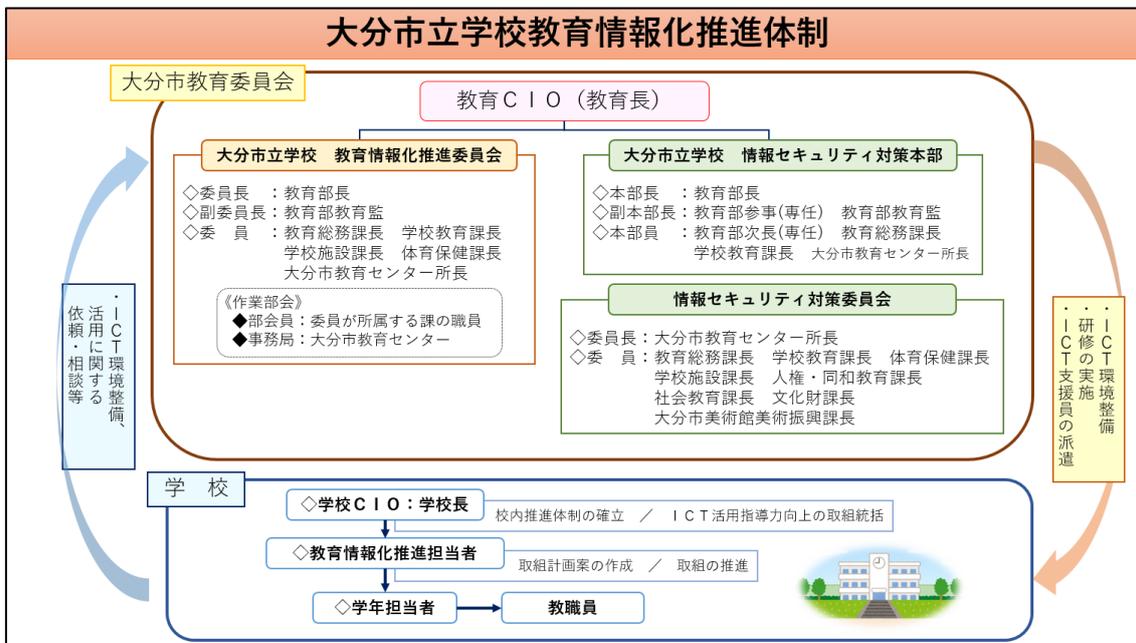
[取組の方向性]

大分県教育委員会と連携し、教育の情報化を組織的に推進します。

【具体的な取組】

- ア. 「大分県教育情報化推進本部」会議に参加します。
- イ. 「市町村 ICT 連絡協議会」に出席し、教育情報化の取組を情報共有することで県と他市町村教育委員会との密な連携を図ります。
- ウ. 学校長を「学校 CIO」と位置付け、「教育情報化推進担当者」及び「学年担当者」を決定するなど、校内推進組織の定着を図るとともに、学校の組織的な教育情報化を推進します。
- エ. 教育情報化に関する先進事例の共有や大分県全体の教育情報化推進に向けた協議の場としての「教育情報化カンファレンス」への参加を促します。
- オ. ICT 支援員・サポートセンター等において、ICT 機器等に関する相談対応等の支援をします。

9 インターネットに接続できる小型の通信端末のこと。



(3) 個人情報の保護等

[取組の方向性]

「大分市立学校における情報セキュリティの基本方針」及び「大分市立学校における情報セキュリティ対策基準」を情報社会の変化に対応した内容に改訂し、教職員や子どもたちが日常的に ICT を安全・安心に活用できる環境を構築するとともに、外部からの脅威に対し個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

【具体的な取組】

- ア. 「大分市立学校における情報セキュリティの基本方針」及び「大分市立学校における情報セキュリティ対策基準」をタブレット端末やクラウドの利用など、時代の変化に対応した内容に改訂し、周知徹底を図ります。
- イ. 学校において重大な情報セキュリティ事故が起こることを防ぐために、学校における情報セキュリティの組織体制の整備・管理状況について確認を行います。
- ウ. 標的型攻撃など複雑かつ高度化されたセキュリティ上の脅威に対応するため、サーバやネットワーク機器の更新、資産管理ソフトやフィルタリングソフトの導入により、不正接続や有害情報の閲覧を禁止するなど対策を強化します。
- エ. 教育情報化推進担当者研修において、情報セキュリティ研修を実施します。
- オ. 各学校では、教育情報化推進担当者を中心に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施します。

(4) ICT の活用を支援する人材の活用

[取組の方向性]

教員自身の ICT 活用指導力の向上や児童生徒と向き合う時間の確保が期待できることから、ICT 支援員の活用を推進します。

【具体的な取組】

ア. ICT 支援員に対して定期的に研修を行うなど、資質の向上に努めるとともに、各学校での活用を推進します。

(5) 市民の理解と関心の増進

[取組の方向性]

本市教育にかかる様々な取組を市民に分かりやすく情報発信し、市民の本市教育に対する興味・関心の喚起と理解促進に努めます。

【具体的な取組】

ア. 大分市ホームページや、市報等を活用し、大分市の教育に関する情報を発信します。
イ. 学校ホームページの作成等に係る研修を実施し、一層の充実を図ります。また、SNS¹⁰等を利用した手法についての研究を進めます。

¹⁰ Social Networking Service。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャルネットワーク）を構築するサービスのこと。

■基本方針4の目標指標

教育の情報化に向けた環境整備

指標名	基準値	目標値
	2019年度（R1年度）	2025年度（R7年度）
◇情報セキュリティ・情報モラルに関する研修受講者数	毎年度 170人以上	
◇学校ホームページを週1回以上更新した学校の割合（%）	84	100

情報セキュリティ・情報モラルに関する内容を扱う研修 2021年度（令和3年度）予定	
月	研修名等
4月	学校CIO研修
5月	教育情報化推進担当者研修（小・中）
6月	情報モラル研修（小2回・中1回）
7月	臨時講師研修
9月	中堅教諭等資質向上研修
10月	ミドルリーダー研修
11月	初任者研修②

学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

第一 目的（1条）

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二 定義（2条）

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三 基本理念（3条）

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四 国の責務等（4～6条）

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五 法制上の措置等（7条）

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六 推進計画（8・9条）

1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務）

第七 基本的施策※（10～21条）

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p>※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</p> |
|--|---|

第八 学校教育情報化推進会議（22条）

1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

（令和元年6月28日公布・施行）

大分市立学校 教育情報化推進計画
2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

2021年（令和3）年3月 策定

製作・発行 大分市教育委員会（大分市教育センター）

教育総務課	097(537)5671
学校教育課	097(537)5648
体育保健課	097(574)6980
学校施設課	097(537)5647
大分市教育センター	097(537)5588